

金融庁向けコメント

問題点	要望事項	理由
取引データへのアクセス	アクセスは、合理的な期間（例えば、3年間）及び合理的な負担レベルに制限されるべきである。	金融機関は、記録保持目的のために、長期間にわたり取引データを保持している。しかしながら、このように保管されている取引データすべてへのアクセスを可能とするためには、法外な費用がかかるであろう。従って、取引データに対するアクセスの請求は、取引完了の後の合理的な期間(例えば、1-3年)に制限されるべきであり、すべての情報請求は、かかる請求が金融機関に対する不当な負担とならない場合にのみ認められるものとするべきである。さらに、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)では、情報はその収集が行われた目的のために利用する期間を超えて保持してはならないという相反する義務を規定している。このように、個人情報保護法は、企業に対して、もはや必要でなくなった情報を削除することを奨励しているのであり、故に、情報が削除または匿名化された際に、アクセスは不可能となるはずである。
オプトアウト同意	金融庁 ガイドラインは、オプトアウト同意(個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）第23条第2項参照)が有効であるとする個人情報保護法の立場を支持するべきである。	個人情報保護法は、ほとんどの場合、オプトアウト同意が適当であると定めている。例えば、個人情報保護法は、第18条第3項で、すでに収集された情報の使用目的に変更があった場合は、企業は、新たな使用目的について個人に通知するかまたは公告すれば足りると定めている。これは、オプトアウト同意に相当するものであって、個人による積極的な行為は必要とされていない。同様に、個人情報保護法第23条は、個人情報は原則として本人の同意なく第三者に提供されてはならないと定める。しかしながら、第23条第2項は、本人に通知があった場合は、

金融庁向けコメント

問題点	要望事項	理由
		<p>第三者への提供を停止するよう求める権利を本人が有する限り、個人情報第三者に提供できると定める(すなわち、オプトアウト)。金融庁ガイドラインは、適切な事前の通知が個人に与えられた場合は、異議を唱えないという顧客の判断に基づく同意があれば情報を共有化することが許されることを強調し、個人情報保護法に一致させるべきである。</p>
<p>使用目的の開示と同意取得の方法</p>	<p>個人情報の使用目的の開示と同意の取得を、電子メール、企業のウェブサイト、及び/または公告を通じて行うことを許容するべきである。</p>	<p>ますます多くの取引がインターネットを通じて行われているので、企業は、個人情報の使用目的の開示及び個人からの同意の取得を、インターネットを通じて行うことを許容されるべきである。顧客とのかかる連絡の方法は、企業からの情報を受け取る際に顧客が好ましいと考える方法と一致し、また迅速、効率的、費用対効果が高い方法であり、また最大限の開示を促すものである。</p>
<p>一般に利用可能な情報</p>	<p>一般に利用可能な情報は、個人情報の定義から除外されるべきである。一般に利用可能な情報とは、個人が意図的に公衆の利用可能なものとしたり、あるいはそれを許容した個人に関する情報、公衆が利用できる政府の記録から法的に取得またはアクセスされた個人に関する情報、ニュース報道、または法律により公衆が利用できるものとしなければならない情報を意味する。</p>	<p>いったん情報が公知のものとなった以上、かかる情報の真正な利用を制限するべきではない。</p>
<p>事業上の連絡先情報</p>	<p>事業経営を含め、企業内、専門的職業上、あるいは公的な立場における個人を特定する情報、あるいは個人の専門的または公的な責任、活動</p>	<p>事業上の連絡先情報または意図された事業目的のための専門的職業情報の収集、使用及び移転についてまで通知及び同意取得義務を課すことは、極度に時</p>

金融庁向けコメント

問題点	要望事項	理由
	<p>及び関連取引を説明する情報については、個人情報 の定義から除外されるべきであり、または少なくとも、かかるデータ情報が作成及び収集された事業目的において使用される際には同じプライバシー保護要件に服するべきではない。</p>	<p>間がかかり、費用もかさむ重い負担となるが、それに見合ったプライバシー保護を提供することにならない。</p>
<p>匿名化または暗号化されたデータ</p>	<p>匿名化または暗号化されたデータは、個人データの定義から除外されるべきである。</p>	<p>個人の特定が可能な情報をすべて除去またはアクセス不可能とした情報は、研究その他の統計的な目的にとって不可欠なものである。したがって匿名化または暗号化された(かつ受領者が暗号解読のキーを有していない)情報は、個人を特定するために用いられる情報をもはや含んでいないことから、個人情報の定義から除外されるべきである。</p>
<p>第三者への開示に関する通知</p>	<p>通知義務は、情報が開示される第三者の具体的な名称(例えばABC社)ではなく、第三者のカテゴリー(例えばデータ処理センター、外部顧客サービス・サポート・センター)に限定されるべきである。</p>	<p>企業が情報を第三者に提供したり、または情報を共同利用したりするときは、企業は、顧客に新たな通知をする必要なくサービス・プロバイダーを変更する柔軟性が与えられるべきである。(一例を挙げると、第三者であるサービス・プロバイダーが何らかの理由で事業を取り止めたために別のサービス・プロバイダーに同一のサービス提供を請け負わせる場合には、通知の要件を課されるべきではない。)金融機関は、バック・オフィス・サービスを提供させる目的で第三者に情報提供する場合にはその旨開示する義務を負うべきだが、かかるバック・オフィス・サービスを提供させるために選択した第三者の具体的な名称を開示するよう求められるべきではない。</p>

金融庁向けコメント		
問題点	要望事項	理由
通知の時期	通知は、事前に、または同時に、または情報収集後実務的に可能な限り速やかになされるべきである。	通知は可能な限り事前に与えられるべきだが、事前にまたは収集時に通知することが技術的に不可能であったり現実的でない場合がある。例えばクッキー情報の場合、クッキー情報が稼動するまでは誰に通知すべきか分からないので事前に通知を与えるのは技術的に不可能である。同様に、消費者がATMを利用する場合、消費者はカードを挿入しなければならないが、その結果、取引の開始のために、または通知の言語の決定のために、金融機関による情報の収集が伴う。故に、金融機関は、情報が収集される以前には、情報の使用目的について通知することができないのである。
関連会社を含む第三者への情報開示	金融機関は、個人情報を適切に保護し、例えばFISCガイドラインに合致するような形で、個人情報をその関連会社と共有するための取り決めを設定しているが、金融庁ガイドラインは、そのような現行の取り決めに相反するものとなつてはならない。さらに、金融庁ガイドラインは、事業者に対し、その事業者が継続的取引関係を有していない第三者による個人情報の取扱いに対して、不合理な負担となるような責任を課すことにならないようにするべきである。	個人情報保護法施行以前に、多くの金融機関では、個人情報を適切に保護しつつその関連会社と個人情報を共有するためのポリシー及び手段を設定していた。例えば金融機関は、FISCガイドラインに従ったポリシー及び手段を設定している。事業者に対し、こういったポリシーや手段の変更を要求することは不当な負担となる一方、個人情報保護を大して強化する結果にもならないであろう。さらに、事業者が第三者との間に継続的な関係を有している場合においては、その事業者と第三者たる企業の間で、この二つの主体のうちいずれが個人情報を適正に取り扱う責任を負うかを決定する権限が与えられるべきである。例えば、事業者は、その関連会社の情報取り扱い活動すべてに対して引き続き責任を負うように決定することもできるだろう。これは、契約か、または（関連会社に関する）行動憲章もしくは会社の

金融庁向けコメント		
問題点	要望事項	理由
		内部規則その他の手段により達成することが可能である。しかしながら、事業者と第三者との間に継続的な関係がない（あるいはそのような関係が終了した）ような場合には、その事業者に対し、第三者による個人情報の適切な取扱いに対する責任を課すことは実務的ではない。
会社売買のための情報の開示	潜在的買主及び投資家には、個人の同意を得ることなく、法務精査目的で情報にアクセスすることを許されるべきである。	営業を現実に買収した者に関して現行の個人情報保護法で認められている例外規定（第16条第2項）は、潜在的な買収者にも拡大されるべきである。合併または買収に関する協議は、ある程度の法務精査が完了するまでは、高度の秘密性が要求される。個人に対して取引の提案があることを開示することは、「インサイダー取引」の危険を高める。したがって金融庁ガイドラインは、最終的な買収者だけでなく、適法な潜在的買収者もまた情報へのアクセスが許されることを明確にするべきである。信用供与の目的のために、個人から情報を収集することが可能である場合であっても、潜在的投資家または買収者には、通知または本人からの同意の取得を義務付けられることなく、会社売買に関連する法務精査目的で情報へアクセスすることが許されるべきである。
他人の滞納債権の譲渡、決済または回収のための情報の利用	金融庁ガイドラインは、信用を供与する目的で、または金融サービスを提供する目的で情報を収集した企業が、第三者に対して債権を譲渡し、回収あるいは決済を求めるために、当該個人の同意を得ることなく情報を利用できること	金融機関が、債権の滞納を理由として第三者または関連会社に情報を移転する場合、かかる情報の移転は、個人の同意なしに許されるべきである。また、滞納債権の回収及び処理を奨励する方針を前提とすれば、第三者による滞納債務の回収を容易ならしめ

金融庁向けコメント		
問題点	要望事項	理由
	を明確にするべきである。情報のこのような利用は、新規契約の中で新法に従って定めることが可能であるとしても、滞納債権は、個人情報保護法の成立以前に締結され、かかる目的を明確に開示していない契約に基づく場合もある。	るために必要な債権情報にかかる第三者に開示することは、容認されるべきである。さらに、債権回収のために第三者と協力する義務が金融庁自身のガイドラインによりすでに認められている(例えば、貸金業規制法第21条のガイドラインのセクション3-2-7)ので、個人情報保護法に基づくガイドラインも、他の法律に基づく既存のガイドラインと調和させるべきである。
セキュリティ手段	金融庁ガイドラインにおいて定めるセキュリティ手段は、高水準のものであるべきだが、具体的に詳細なセキュリティ義務を定めるべきではない。	金融庁ガイドラインは、どのようにセキュリティ管理を実施するか、その方法について強制するべきではない。セキュリティ管理手段の性質及び方式は、事業者ごとに異なり、関連する情報のセンシティブの度合いによっても異なる。企業は、技術水準、取り扱う情報の種類及び情報を共有する主体との関係を柔軟に考慮することが認められるべきである。
第三者の監督	企業は、個人から情報移転の要請があった場合もしくは情報移転への同意があった場合には、第三者に対する監督を義務付けられるべきではない。	個人の同意なく情報の処理活動を外部に委託する会社については、かかる情報の適正な取り扱いに対する主たる責任を当該会社が引き続き負うよう求められることが適当である一方、第三者への情報移転について個人が同意しているような場合にまで、企業が必ず引き続き責任を負わなければならないとするのは、不合理であり、かつ過度な負担である。かかる場合は、データが第三者に移転された後は、当該第三者がデータ保護の義務のすべてを負うべきである。
強行規定	金融庁のガイドラインでは、強行規定のみを定めるべきであり、任意規定を含めるべきではな	ある条項を「任意規定」と見える一方、他の条項は「強行規定」と見えるような場合、真に法令遵守を

金融庁向けコメント		
問題点	要望事項	理由
	い。さらに、金融庁は、個人情報保護法における金融庁の機能を事業者団体に委任するべきではない。	<p>しようとする会社は、条項を厳格な方向で解釈してしまうであろう。その結果、法律を誠実に遵守しようとする会社こそが、不平等な立場に置かれるという望ましからぬ結果が生ずることが起こりうる。さらに、ガイドラインでは「任意規定」として起草されたとしても、これらの任意規定が、行政・民事訴訟において、法律を解釈する行政当局及び裁判所から見た場合、任意規定を遵守していない被告に不利に働く証拠とされる可能性がある。</p> <p>金融庁のガイドラインは、その管轄に服するすべての会社にとって強行規定となる規定のみを盛り込むようお願いしたい。</p>
日本国外で収集されたデータに対するガイドラインの適用	ガイドラインは、日本で収集され使用される情報に対してのみ適用されるべきである。	<p>ガイドラインは、日本で収集され使用される情報に対してのみ適用されるべきである。ガイドラインは、日本国外で収集された後、加工・使用のために日本に移転された個人情報（例えば、データベースの保管、ITサポート及びコールセンターのサービスなど、単なるサービスの提供のためだけに移転された場合を含む。）に対して適用されるべきではない。例えば、個人情報が、加工及び使用のためにヨーロッパから移転された場合、この情報はすでにヨーロッパのプライバシー規則(例えば、通知や同意など)に服しているのであるから、日本のプライバシー規則を適用するべきではない。このような情報にまで個人情報保護法の義務を拡大するならば、種々のデータ・プライバシー保護法制間の齟齬を生じ、過度な負担となって、日本への投資意欲を減殺するおそれがある。</p>

金融庁向けコメント

問題点	要望事項	理由
外国法令の遵守	ガイドラインは、外国の法令も、個人情報保護法に規定された「法令」に基づく場合の例外(第16条第3項第1号、第18条第4項第3号、第23条第1項第1号、及び第25条第1項第3号等)の要件に該当することを明確にするべきである。	ガイドラインでは、グローバル企業が日本国以外の国の法令に基づいて情報を開示するよう要求された場合には個人情報保護法でいう「法令に基づく」開示とみなされることを、明確にするべきである。別の言い方をすれば、日本国以外の法令を遵守した場合も、法令に基づく開示とみなされるべきである。

金融庁向けコメント（保険に関する事項）		
問題点	要望事項	理由
非公開情報保護措置	保険業法施行規則第211条第1項第2号及び第211条の2第2項第2号に定める非公開情報保護措置は改正すべきである。	<p>保険業法施行規則第211条及び第211条の2は、銀行が保険商品の募集を行うときには事前に顧客の書面による同意を得なければならないと定めている。このルールは、銀行以外の募集人による保険募集には適用されず、また銀行による投資信託等保険以外の金融商品の販売にも適用されない。このルールは、實際上ダイレクトマーケティングを禁止するものであり、従って外国会社に対する差別的通商障壁であると見られる。更に、これは（財）金融情報システムセンターの取扱指針とも、また個人情報保護法そのものとも整合しないものとなっている。</p> <p>在日米国商工会議所は、銀行による保険の窓口販売における個人情報の保護が極めて重要なものであることを認識している。しかしながら、規制の方法としては、募集の時に顧客への告知を行うことを求め、契約がなされる時まで顧客の書面による確認を得ることを求めるものとするべきであると考えられる。このような方法と相容れない第211条及び第211条の2のようなルールは早急に改正されるべきであり、また金融庁ガイドラインによって同様なルールを実施されるべきではない。</p>
モラルリスク排除のための情報交換制度	金融庁ガイドラインは、保険業界がモラルリスク排除のために行う契約内容登録制度、支払査定時照会制度等の運用を妨げるものとならない。	<p>保険会社は、個人情報保護法の趣旨に適合する方法で情報を相互に開示することによって不当な保険金・給付金の請求を阻止すべく、これらの制度を運用している。これらの制度は、保険契約者の利益を守り、併せて保険市場における効率的な業務運営を行うに当たって重要なものである。これら制度の重要性に鑑み、事業者が新ガイドラインにおいてこれらの制度を運営し、保険契約者・顧客に関する情報を相互に開示することを実際に可能ならしめる措置を取るべきである。</p>

金融庁向けコメント（保険に関する事項）		
問題点	要望事項	理由
保険会社が保有する個人情報の代理人への提供	保険会社がその保有する個人情報を保険募集の委託のために保険代理店に提供する場合に、本人の同意取得につき第三者に対する場合と同様な規制が行われるべきではない。	保険会社がその保険代理店に見込み客の個人情報を提供するのには、保険募集を委託するために行われるものであり、この場合、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定により、当該保険代理店は第三者に該当しないと理解する。特に、代理店による共同募集を行うにあたっては2以上の代理店に個人情報を提供する必要がある。このような情報提供を弾力的な方法で行い得ることは、保険事業の遂行に欠くことのできないものである。
本人から情報取得の委任を受けた者への提供	金融庁ガイドラインは、個人情報取扱事業者が直接に本人の同意を得ていない場合であっても、本人の書面による同意を得た第三者に対してその保有する当該本人の個人情報を開示することを許容するものでなければならない。	このことは、保険会社が請求を受けた保険金の支払を適切かつ効率的に行うに当たって肝要なことである。特に医療機関からの情報提供について厚生労働省との調整を図っていただくよう希望する。
保険契約時の個人情報提供者以外の者について取得する個人情報の取扱い	保険契約の申込みにあたって取得する保険契約の関係者（例えば、被保険者・保険金受取人・最若年運転者・信用保険における債務者）および事故発生時に被保険者から取得する賠償責任保険の事故被害者・目撃者等の個人情報は、個人情報保護法第18条第4項第4号に該当するものであり、金融庁ガイドラインにおいても、これらの者に対する個別の通知を要しないものとされなければならない。また、賠償責任保険の被害者については、個人情報保護法第25条第1項第2号に該当するものであり、本人からの開示を求められたときも、その全部または一部を開示しないことができるものとされなければならない。	保険契約の履行を過度に経費を費消することなく、かつ円滑に進めるために必要である。

金融庁向けコメント（保険に関する事項）		
問題点	要望事項	理由
再保険取引	再保険会社に個人情報を提供するにあたって個別に本人の同意を要するものとされてはならない。	保険会社は、任意再保険取引のために個人情報を再保険者等に提供する必要を生じる。「保険契約の履行」を利用目的としている以上は、利用目的の達成に必要な行為であるものとし、あえて本人の同意を要するものとししないのが妥当である。